

**大阪市城東区役所保健福祉課（生活支援）における  
会計年度任用職員（生活保護不正対策事業担当職員）募集要綱**

令和8年2月6日  
大阪市城東区役所

**1 採用予定者数**

1名

**2 業務内容**

城東区役所保健福祉課（生活支援）に勤務し、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする生活保護法等に基づくケースワーク業務における不正対策事業。

- (1) 生活保護制度における不正受給またはその疑いのある事案への重点的調査
- (2) 生活保護制度の本来趣旨を損なう恐れのある事業者等に対する重点的調査
- (3) 刑事告発や訴訟の対応のための準備事務
- (4) その他必要な業務に関すること など

※上記に関連する、窓口業務、電話対応、パソコン及び業務端末を使用するなどの業務も含みます。

**3 応募資格**

次の（1）、（2）、（3）のいずれにも該当する者

**（1）下記①または②のいずれかに該当する者**

①社会福祉主事任用資格を有する又は採用予定日までに取得見込みの者

社会福祉主事の任用資格を有するには、次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当することを要します。

（ア）社会福祉法により、学校教育法に基づく大学（短期大学を含む）において「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（下記参照）」を3科目以上履修し、卒業したこと。

（イ）社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。

（ウ）社会福祉士又は精神保健福祉士

②福祉に対する豊富な知識及び経験を有する区保健福祉センター業務経験者（他の自治体においては福祉事務所業務経験者）

**（2）地方公務員法第16条（欠格事項）に該当しない者**

[欠格事項]

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下の成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

### (3) 日本国籍を有する者

※会計年度任用職員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

#### 【厚生労働大臣の指定する科目】

##### ◎ 昭和 25 年～昭和 56 年卒業者

社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身

##### ◎ 昭和 56 年～平成 11 年卒業者

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

##### ◎ 平成 11 年～平成 12 年卒業者

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、共同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

##### ◎ 平成 12 年～現在までの卒業者

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

※指定科目の読み替え：上記指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲（「読み替え」と呼称）を規定しており、この読み替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修されていれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。

平成 25 年 3 月 28 日に社会福祉主事の任用資格の取得に必要な科目の読み替え範囲等の一部が改正されましたので、指定科目及び読み替え規定については、上記の指定科目や厚生労働省のホーム

ページを参考のうえ、読み替えの範囲等を確認してください。

- ①当該改正以前に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとされています。
- ②大学等が科目的読み替えの手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができるので、大学等に確認してください。

#### 4 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

#### 5 勤務条件等

##### (1) 勤務場所

城東区役所 保健福祉課（生活支援）

##### (2) 勤務日等

###### ・勤務日

土曜日・日曜日・祝日を除く、月曜日から金曜日までの週4日

###### ・勤務時間・休憩時間

9時00分から17時15分（休憩時間45分）

###### ・休日

土曜日・日曜日・祝日および月曜日から金曜日までのいずれかの指定休日

###### ・時間外勤務

必要に応じて従事していただきます。

##### (3) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

###### 【年次休暇】

12日付与します。付与期間：4月1日～3月31日（任期満了日）

※その他特別休暇あり。

##### (4) 給与等

報酬（月額） 176,436円～222,372円（地域手当含む）

期末手当（6月、12月に支給） 644,874円～812,770円

年収見込（1年目） 2,762,106円～3,481,234円

（令和8年1月1日時点。給与改定等により変更されることがあります。）

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末手当は、1年目は3.655月分ですが、再度の任用がされた場合は、

2年目以降は4.65月分となります。

・通勤手当（上限55,000円）

・原則当月17日に支給します。

##### (5) その他

社会保険、厚生年金、雇用保険の加入あり  
上記以外の勤務条件について基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については採用決定後、お知らせします。

## 6 選考方法等

### (1) 日時・場所

令和 8 年 3 月 4 日（水）午前 9 時 15 分集合

城東区役所 2 階 生活支援会議室

※変更がある場合は通知します。

### (2) 試験の方法・回答方式

第 1 次試験

論文試験：当区課題による 400 字程度の作文（課題は試験当日に配付）

（試験時間 45 分）

第 2 次試験

口述試験：筆記（論文）試験終了後に、引き続き順次行います。

主として、人物について面接します。

## 7 合否発表

受験者全員に、令和 8 年 3 月 10 日（火）通知発送によりお知らせします。

## 8 合格から採用まで

- ① 筆記試験、及び口述試験の成績が一定基準以上で、上位の者を合格とします。
- ② 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格者が採用予定者を下回る場合があります。
- ③ 合格後、あるいは採用候補者名簿に登録後、受験資格がないこと、及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

## 9 受験手続

申込みについては、持参、又は書留・特定記録での送付により受け付けます。

### 【受付期間】

令和 8 年 2 月 6 日（金曜日）から令和 8 年 2 月 26 日（木曜日）まで

<持参の場合は、土、日、祝を除く 9 時 30 分から 17 時 00 分>

<郵便の場合は、令和 8 年 2 月 26 日必着>

### 【提出先】

〒536-8510 大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号 城東区役所

保健福祉課（生活支援）2 階 24 番 担当：中川、近藤

### 【必要書類】

次の 1 から 3 の書類等

なお、書類等に不備がある場合は、試験を受験できないことがあります。

1 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1 通（本市所定様式）

(注) 過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

2 申し立て書 1通（本市所定様式）

3 社会福祉主任用資格の確認ができる書類の写し 1通

- ・社会福祉主任用資格証明書又は大学等の履修証明書
- ・社会福祉主任用講習会受講終了証明書
- ・社会福祉士・精神保健福祉士資格証等

(注) 大学等が科目の読替えの手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

(注) 受験資格で（1）①に該当する方のみ必要です。

## 10 受験案内

受験案内等の送付はありませんので、当日の時間までに試験会場へお集まりください。

## 11 備考

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

### \* この試験についての問い合わせは

大阪市城東区役所 保健福祉課（生活支援） 担当：中川・近藤

〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号 城東区役所2階24番窓口  
電話（06）6930-9872

### 【地下鉄でお越しの方】

長堀鶴見緑地線・今里筋線「蒲生四丁目」7号出口 北西へ約250メートル

### 【バスでお越しの方】

城東区役所前バス停下車 北西へ

地下鉄蒲生四丁目バス停下車 北へ

### 【京阪電車でお越しの方】

野江駅下車 改札を出て左 南東へ約600メートル